

第三章 史跡加茂遺跡の概要

1. 指定に至る経緯(第6図)

昭和40～50年代、発掘調査の進展により加茂遺跡の価値が増すとともに、住宅開発の増加が危惧されるなか、川西市では文化庁・兵庫県教育委員会との協議の上、昭和52年国史跡に指定を受けて保存する方針を決定した。遺跡の範囲は、東西約800m、南北約400mで、約20ヘクタールの規模を有するものの、遺跡西部は方形周溝墓群が形成される墓地が主であり、すでに宅地化が進んでいることから、弥生時代中期集落の中心地となり環濠で囲まれる遺跡東部を保存計画範囲とした。当初は、この範囲すべての土地所有者と史跡指定の同意を得るための折衝を行ったが、同意を得ることは困難な状況であった。

史跡指定に至る準備作業が長期化し、史跡指定の実現が危惧されるなか、平成4年以降方形区画を伴う大型掘立柱建物跡等の重要遺構が検出され、集落中心域の構造解明もより進んだことから、本遺跡の重要性が市民にも再認識された。このことから、文化庁、兵庫県教育委員会と協議し、当面の史跡指定対象地を鴨神社境内地とその東側の農地、川西市土地開発公社による先行取得地に絞って土地所有者と協議を行った結果、まとまった土地の指定同意を得ることができ、平成12年7月31日に約2.3ヘクタールの史跡指定を受けるに至った。その後、環濠入口通路遺構・斜面環濠の検出や農地所有者の指定同意に伴って平成23・27年の追加指定を受け、現在約3.15ヘクタールの指定地面積となっている。

2. 指定地の状況(第7図、第6・7・8表)

現在史跡指定地は、遺跡東部の弥生時代中期集落中心域に該当する31,506.45㎡の範囲である。

このうち、川西市が公有化した史跡保護用地は4箇所合計5,175.4㎡で、方形区画を伴う大型掘立柱建物跡・大型方形周溝墓・環濠入口通路遺構等の重要遺構検出地点に該当している。

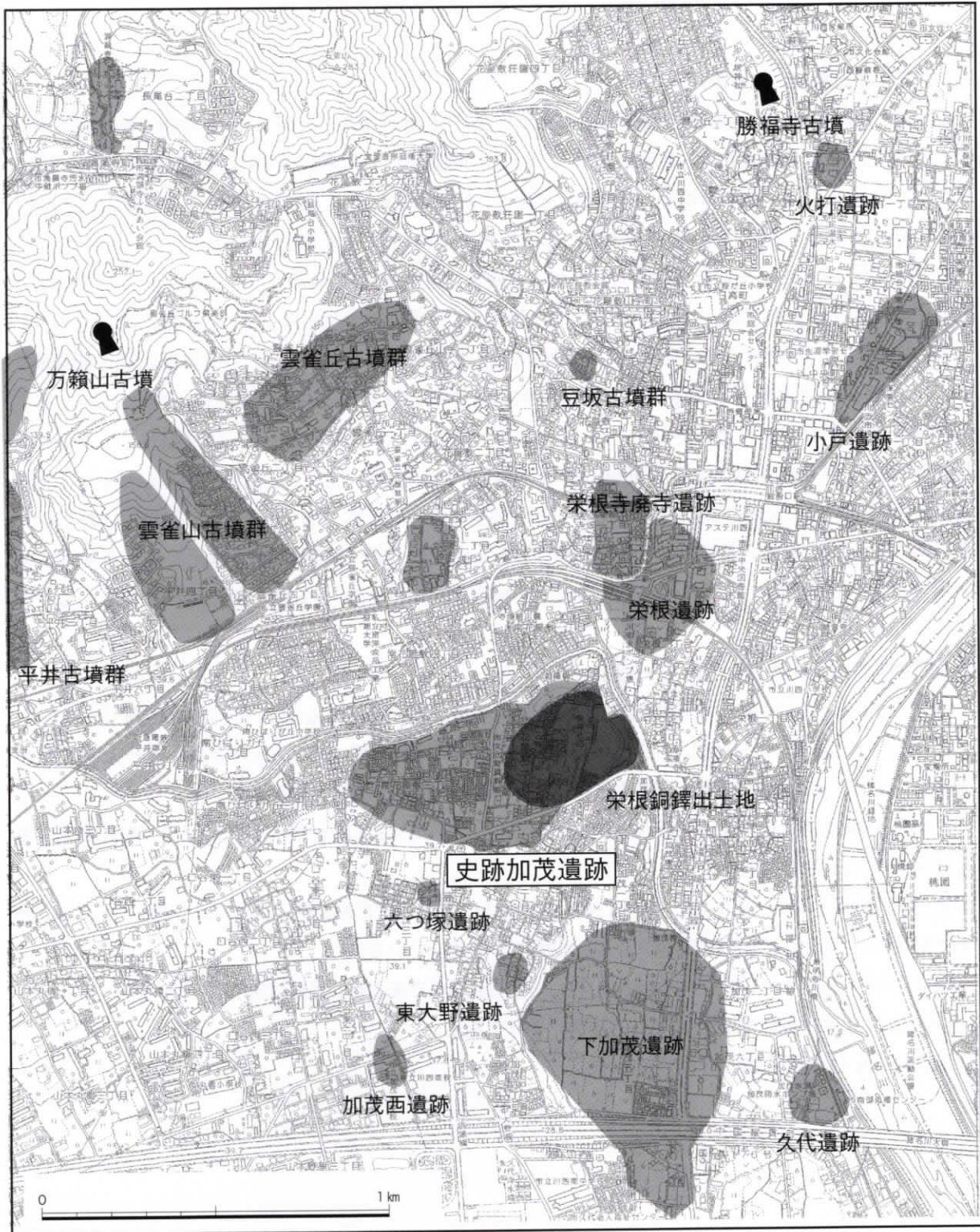
川西市土地開発公社が史跡保護のため先行取得した土地は2箇所合計4,583.24㎡で、斜面環濠等重要遺構検出地点が該当している。

史跡指定地内のうち最も広いのは鴨神社境内地14,682.81㎡であるが、このうち1,970.25㎡は市立加茂幼稚園、124.41㎡は消防団格納庫として川西市が借地している。

現在も耕作を続けている畑地のほか山林は合計6,937㎡であるが、宅地は未指定である。

指定及び追加指定に係る告示等は下記のとおりである。

なお、史跡の管理団体は未指定である。



第5図 史跡加茂遺跡の位置

史跡指定に係る告示等（平成 12 年 7 月 31 日）

○文部省告示第 137 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成 12 年 7 月 31 日

文部大臣 大島 理森

名 称	加茂遺跡
所在地域	<p>兵庫県川西市加茂 1 丁目 97 番、102 番、104 番、105 番、106 番、111 番ノ 1、111 番ノ 19、111 番ノ 20、112 番、113 番ノ 1</p> <p>同 南花屋敷 2 丁目 222 番ノ 1、222 番ノ 2、222 番ノ 3、222 番ノ 4、222 番ノ 5、222 番ノ 6、222 番ノ 7、222 番ノ 8、222 番ノ 9、247 番ノ 2、261 番ノ 1、261 番ノ 11、263 番、271 番ノ 2、271 番ノ 3</p> <p>右の地域に介在する水路敷、兵庫県川西市加茂 1 丁目 111 番ノ 20 地先より同 110 番ノ 8 と同 111 番ノ 19 に挟まれる道路敷及び同市南花屋敷 2 丁目 271 番ノ 2 と同 271 番ノ 3 に挟まれる道路敷を含む。</p>
指定理由	<p>加茂遺跡は兵庫県南東部の川西市南部に位置する、近畿地方を代表する弥生時代の大規模集落遺跡である。遺跡は、猪名川が北摂丘陵から西摂平野に流れ出る地点に発達した伊丹台地の縁辺上、標高 40 メートル前後に立地する。台地の東側と北側は猪名川とその支流最明寺川によって開析され、沖積地との比高差は 20 メートルほどである。</p> <p>加茂遺跡の存在は、明治 44 年に台地東側直下で栄根銅鐸が出土したことや、昭和 11 年に宮川石器館が開館し採集資料を展示していたことにより、早くから知られていた。最初の発掘調査は昭和 27 年から 29 年に関西大学と関西学院大学によって実施された。昭和 50 年ころからは川西市教育委員会による宅地開発に伴う小規模な調査が急増し、これまで 190 次にわたる発掘調査を実施してきた。その結果、本遺跡は旧石器時代から平安時代にかけての遺跡で、弥生時代中期には東西 800 メートル、南北 400 メートル、面積約 20 ヘクタールに及ぶ大規模な集落であることが明らかとなった。</p> <p>加茂遺跡の弥生集落は、中期初頭に形成され、中期中ごろから後半にかけて大規模となり後期に急激に縮小する。遺跡の中心をなす中期の遺構は、これまで掘立柱建物 6 棟、竪穴住居 40 棟、方形周溝墓 22 基、土器棺墓 12 基、木棺墓・土坑墓 38 基、環濠などが検出されており、居住区や墓域などの集落の全体構造がおおよそ把握されている。集落の中心域は遺跡の東半部で、数条の環濠が中心域の西側を弧状にめぐると考えられ、その平面形は直径 300 メートルの円形を呈する。東側斜面にも 1 条の環濠がある。この地区は標高も高く、弥生集落成立期の土器の出土はほぼここに限られ、遺物の出土量も多い。竪穴住居 26 棟、土器棺墓 4 基、サヌカイト</p>

集積遺構 1 基のほか、大型掘立柱建物とこれを囲む方形区画遺構が確認されている。大型建物は北側のみが確認されたもので、建物の柱筋から約 3 メートル離れた位置に板塀を据えた小溝がある。時期は中期後半である。環濠の西側にも南北二つの居住区がある。墓は集落の西部に集中し、墓域は居住区とは基本的に重複しない。方形周溝墓は群をなし木棺墓・土坑墓を伴うものが多い。なお、中心域にも方形周溝墓 1 基が確認されているが、規模が大きく主体部が 6 基あり、特殊な性格をもつと推測される。

加茂遺跡は環濠に囲まれた中心域の居住区とその西側の墓域がまず成立し、以後環濠の外側にも居住区が成立し、中心域には大型建物とそれを囲む板塀の方形区画が造られた。集落の規模は奈良県唐古・鍵遺跡よりやや小さいが、大阪府池上曾根遺跡とはほぼ同規模であり、生産関係ではサヌカイトを原料とした石器の製作を行っていた。本遺跡は大阪湾北岸地域の中核的な集落であり、近畿地方の大規模弥生集落のあり方を具体的に示すものとしてきわめて重要である。よって史跡に指定し保存しようとするものである。

史跡追加指定に係る告示等(平成 23 年 2 月 7 日)

○文部科学省告示第 17 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 23 年 2 月 7 日

文部科学大臣 高木 義明

名 称	加茂遺跡
関係告示	平成 12 年文部省告示第 137 号
所在地域	兵庫県川西市加茂 1 丁目 6 番、7 番、8 番、11 番、12 番、13 番、14 番、16 番、17 番、18 番 同 南花屋敷 2 丁目 247 番ノ 1、271 番ノ 1、339 番ノ 1、339 番ノ 2、339 番ノ 3、 339 番ノ 4
指定理由	加茂遺跡は、兵庫県南東部の川西市南部に位置する、弥生時代の大规模集落跡である。遺跡は、猪名川が北摂丘陵から西摂平野に流れ出る地点に発達した伊丹台地の縁辺上、標高 40 メートル前後に立地する。関西大学と関西学院大学、さらには川西市教育委員会による発掘調査の結果、弥生時代中期には東西 800 メートル、南北 400 メートル、面積約 20 ヘクタールに及ぶ大規模な集落であることが明らかとなった。遺跡は中期初頭に始まり、中期中ごろから後半に大規模となった。居住域は遺跡の東半部で、数条の環濠が弧状に巡り、平面形は直径約 300 メートルの円形を呈する。環濠内では中期後半に大型掘立柱建物とそれを囲む方形区画遺構が検出されている。居住域の西側には方形周溝墓群などの墓域が広がり、集落の全体像がおおよそ把

握されている。加茂遺跡は、弥生時代の大規模集落の構造がよくわかる重要な遺跡であることから、平成12年に史跡に指定された。

その後、居住域内で宅地造成計画がもちあがり、川西市教育委員会が事前調査を実施したところ、竪穴建物などの関連遺構、環濠の入口遺構、環濠と同じ機能を果たしたと見られる人為的に加工された施設などが検出された。これらは弥生時代の環濠集落の構造を知る上で重要であることから、現状保存することとなった。今回は、こうした遺構を検出した箇所について追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

史跡追加指定に係る告示等（平成27年3月10日）

○文部科学省告示第44号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月10日

文部科学大臣 下村 博文

名 称	加茂遺跡
関係告示	平成12年文部省告示第137号及び平成23年文部科学省告示第17号
所 在 地 地 域	兵庫県川西市加茂1丁目 98番、99番、100番、101番、108番

追加指定理由

加茂遺跡は、兵庫県南東部、猪名川を東に見下ろす標高40メートルの洪積台地の突端上に位置し、沖積地との比高差は約20メートルある。

遺跡の存在は古くから知られ、大正4年に笠井新也が多量の土器・石器を採集し『人類学雑誌』に報告するとともに、昭和18年、藤森栄一が多量の石器が出土する遺跡として『古代文化』で紹介するなど、畿内地域の弥生集落として学史上著名な遺跡である。こうした研究の歴史を踏まえ、昭和27年から関西学院大学と関西大学による発掘調査によって、弥生時代中期の大規模集落であることが明らかとなった。

昭和40年以降は、宅地化が進み、川西市教育委員会による発掘調査が実施され、遺跡の範囲は、東西800メートル、南北400メートル、面積にして20ヘクタールに達することが判明した。その中で、東側に居住域、西側に墓域が形成された。居住域は直径300メートル、約8ヘクタール程度と考えられる。その内部には、塀で囲まれたと考えられる大型掘立柱建物が存在した。弥生時代を代表する大規模集落であり、環濠集落の構造が良好にわかるということから、平成12年に史跡指定され、その後、追加指定も行われている。

今回指定するのは、笠井新也が本遺跡を発見した地点という本遺跡の発見に関わる記念碑的な地点および本遺跡の保存上重要な部分で条件の整ったところを追加指定し、保存の万全を図るものである。

第6表 史跡加茂遺跡現況土地利用区分表

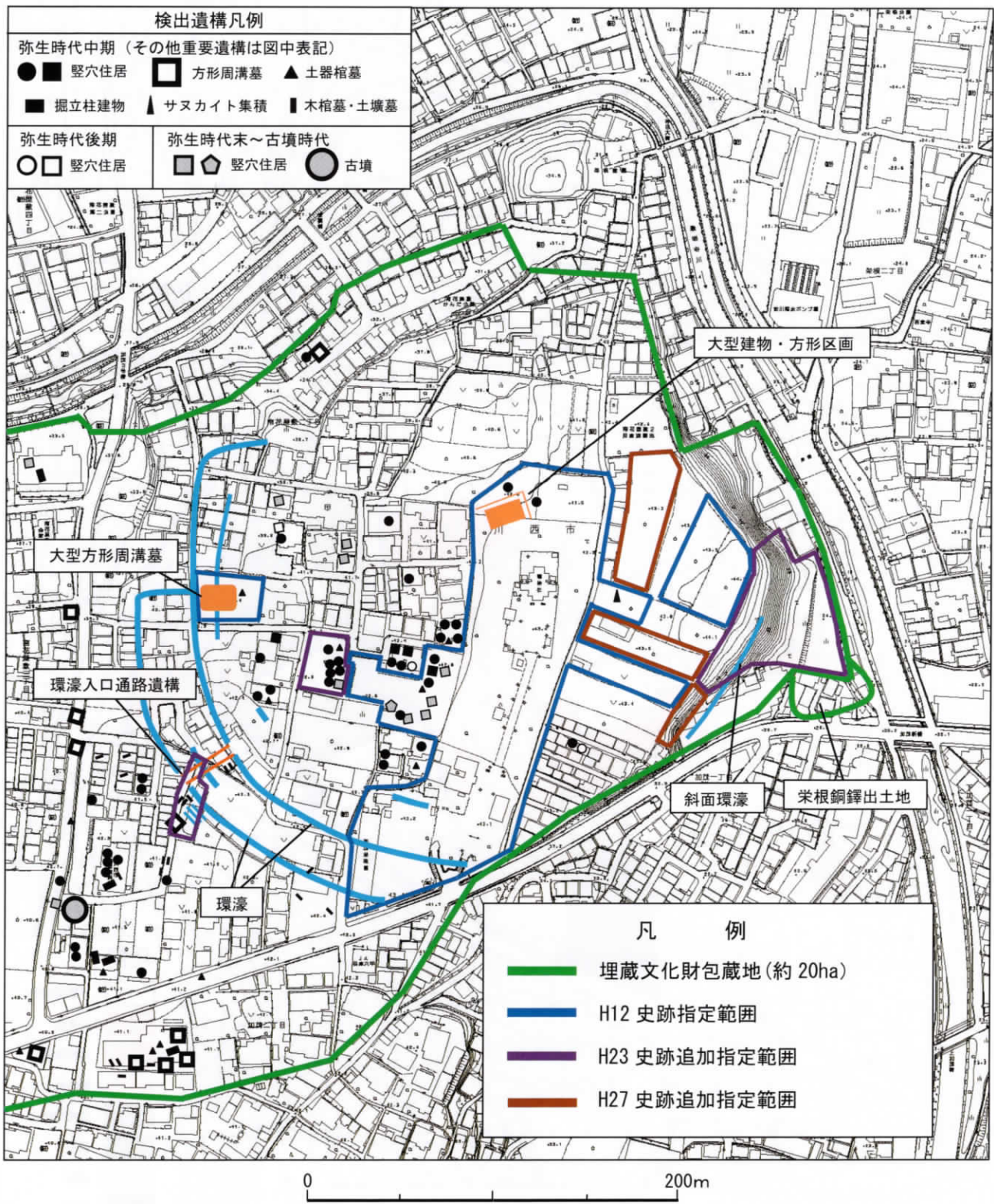
区 分		面積 (㎡)	備 考
川西市	史跡保護用地	5,175.40	
	道路	128.00	公衆用道路
川西市土地開発公社先行取得地		4,583.24	
鴨 神 社		12,588.15	境内地
公共施設		2,094.66	鴨神社の一部を市が市立加茂幼稚園・消防団格納庫として借地
農 地		6,720.00	果樹園・畑等
宅 地		0	現在宅地の指定なし。
山 林		217.00	
合 計		31,506.45	

第7表 史跡指定地内公有化土地一覧表(川西市所有) *所在地は第7図で番号を示す。

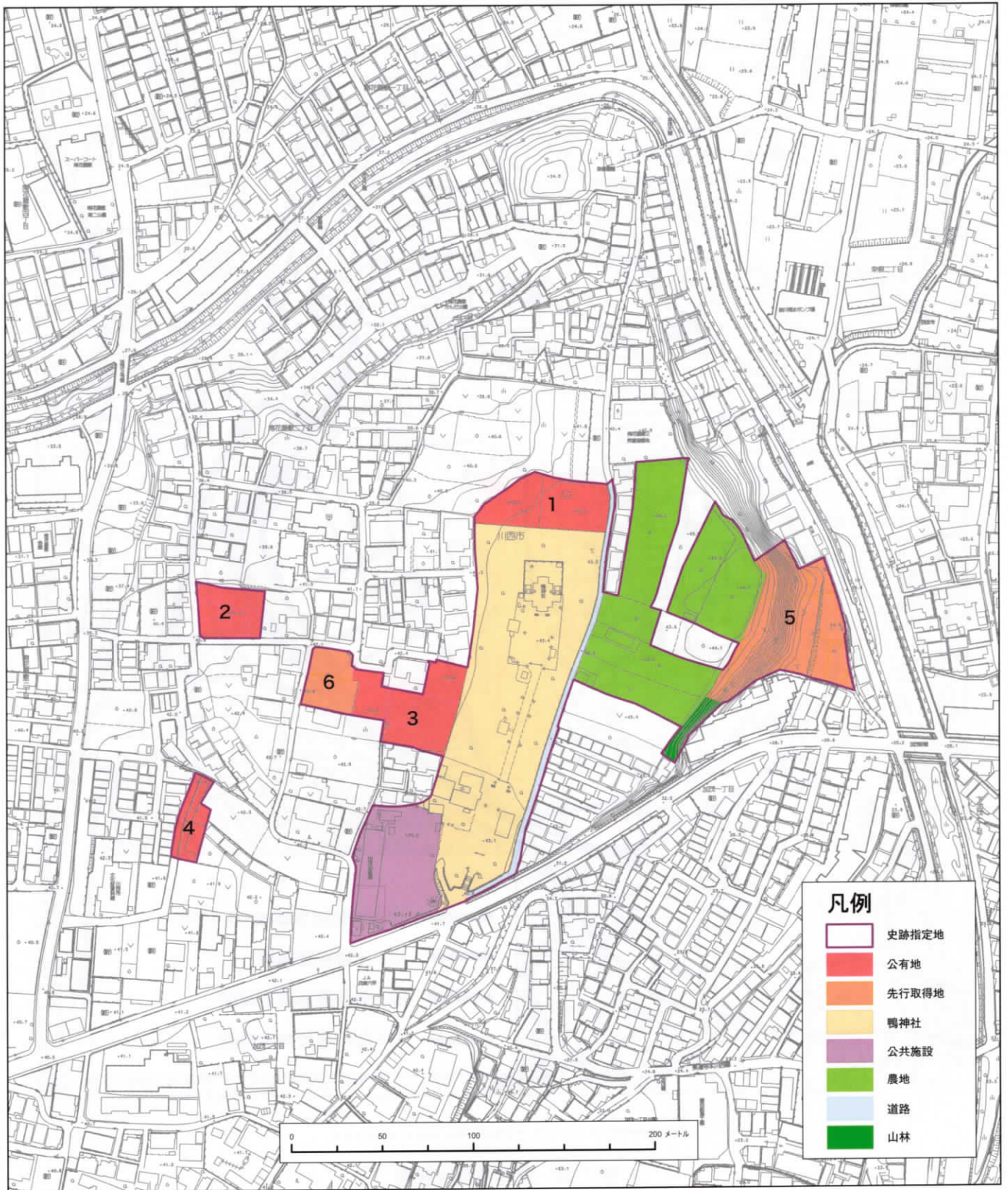
No.	所在地・番地	面積 (㎡)	取得年月日
1	川西市加茂1丁目 111番19	1,663.00	昭和45年4月27日
2	川西市南花屋敷2丁目 222番1~9	996.37	平成16年3月2日
3	川西市南花屋敷2丁目 247番2、261番1、261番11、 263番、271番1、271番3	1,862.03	平成16年3月2日
4	川西市南花屋敷2丁目 339番1~4	654.00	平成24年2月22日 平成24年9月28日
合 計		5,175.40	

第8表 史跡指定地内先行取得土地一覧表(川西市土地開発公社所有) *所在地は第7図で番号を示す。

No.	所在地・番地	面積 (㎡)	取得年月日
5	川西市加茂1丁目 6番、7番、8番、11番、12番、 13番、14番、16番、17番、18番	3,686.00	平成21年12月22日 平成22年2月5日
6	川西市南花屋敷2丁目 247番1、271番1	897.24	平成14年11月12日 平成15年2月20日
合 計		4,583.24	



第6図 史跡指定状況図



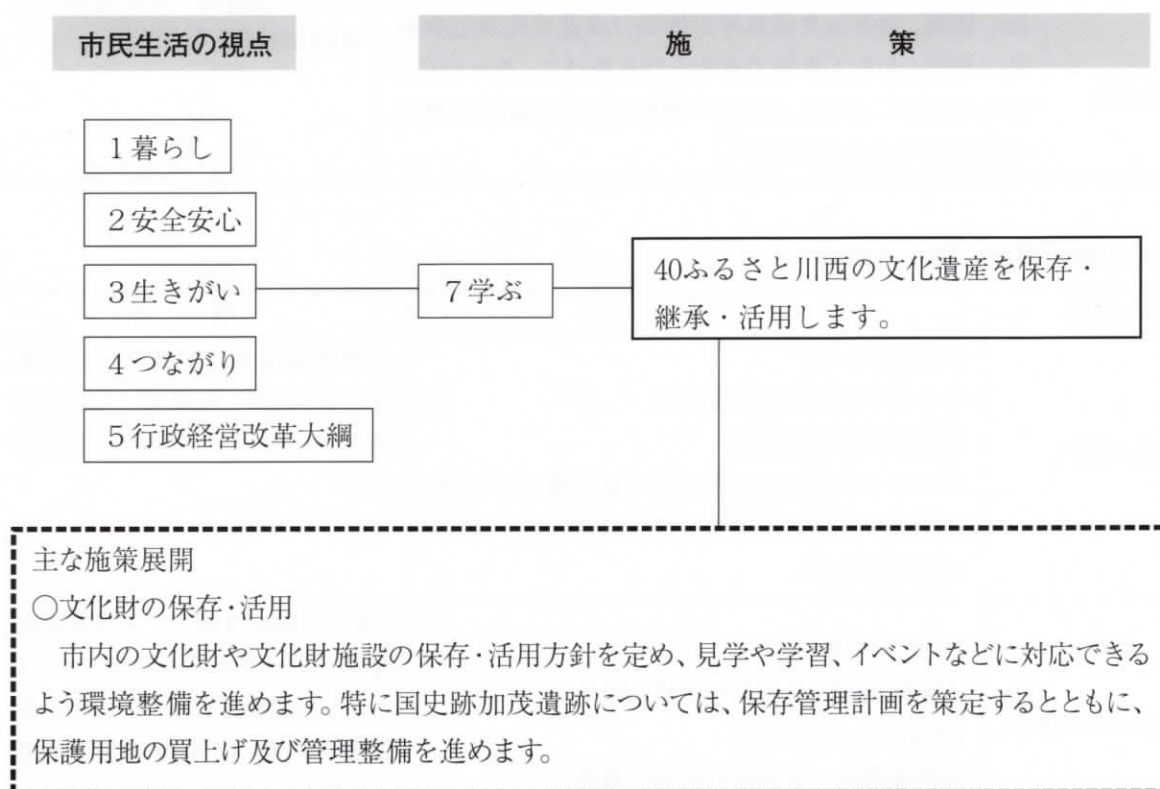
第7図 史跡指定地現況土地利用状況図

3. 本市における他の計画

史跡加茂遺跡に関する本市の上位計画としては、平成25年策定の「川西市総合計画」がある。そのなかでは、市民生活の視点として「3生きがい」の分野の施策として「40ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します」があり、史跡加茂遺跡の保存管理計画の策定と保存管理を進める方針を定めている。また、「川西市都市計画マスタープラン」では、景観資源の保全対象として位置づけている。

(1) 川西市総合計画「かわにし幸せ ものがたり」平成25年～平成34年

前期基本計画施策体系



(2) 川西市都市計画マスタープラン 平成25年～平成34年

第5章 地域別方針
(2)南部・JR南地域の方針
生活基盤施設の充実を図りつつ、工業・農業などのものづくりの役割を担う地域としての特徴を活かしながら地域の活性化をめざします。
〈都市施設〉
貴重な地域資源である加茂遺跡の史跡公園の整備を検討します。
〈景観・防災等〉
国史跡加茂遺跡・鴨神社・春日神社などの文化財は、貴重な地域の財産であり景観資源であることから、市民の愛着や誇りを育むとともに、保全に努めます。

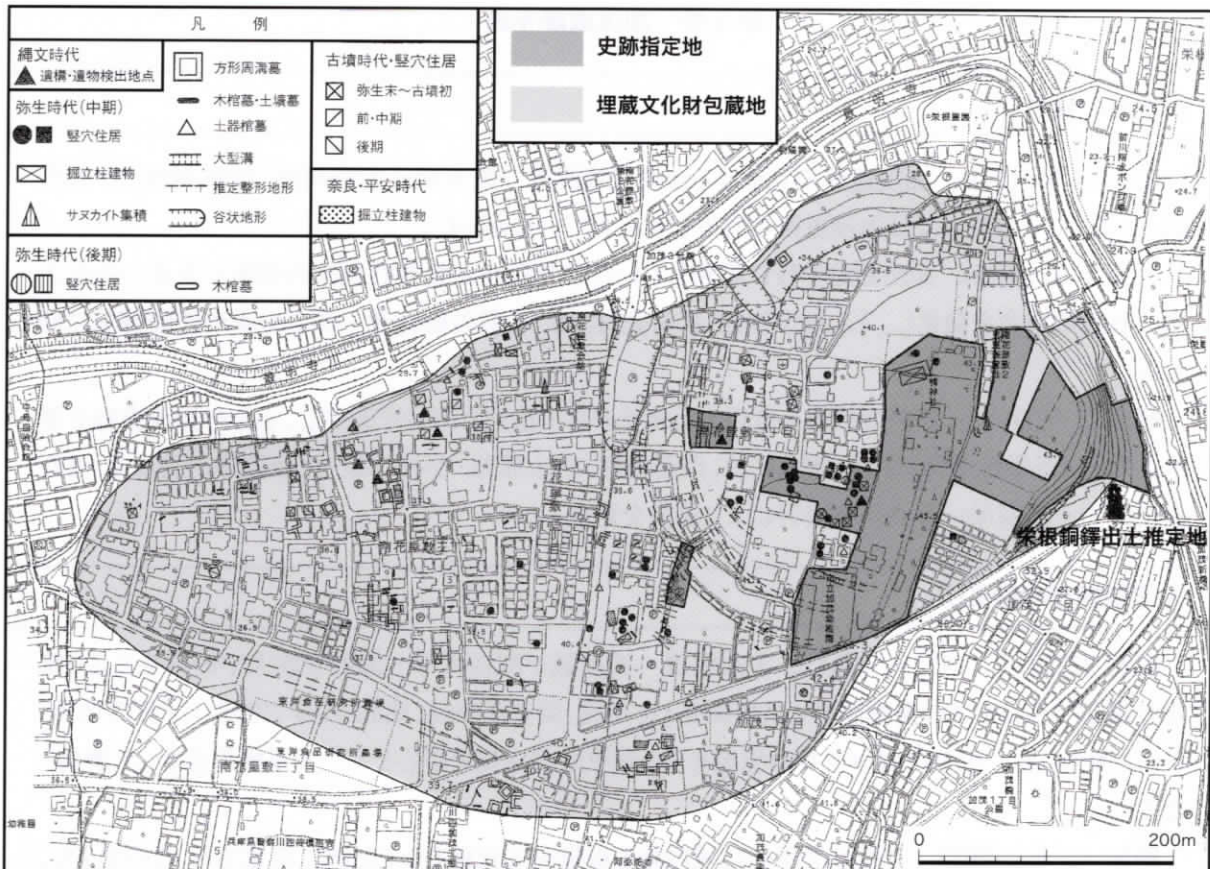
4. 関連法規制

(1) 文化財保護法関係

条	内 容	対象者
第 125 条	現状変更等の制限及び現状回復の命令 その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす場合は文化庁長官の許可が必要。	史跡加茂遺跡の指定地が対象となる。
第 93 条	周知の埋蔵文化財包蔵地内で建設・土木工事等の掘削を行う場合は、その60日前までに文化庁長官に届出を行い、発掘調査の実施その他必要な指示を受ける。	史跡指定地を除く周知の埋蔵文化財包蔵地「加茂遺跡」の範囲が対象となる。
第 94 条	国の機関、地方公共団体等が周知の埋蔵文化財包蔵地内で建設・土木工事等の掘削を行う場合は、あらかじめ文化庁長官に通知し、協議の通知または埋蔵文化財の保護上必要な勧告を受ける。	

(2) 土地の用途に関する規制

法・条例	内 容	備 考
都市計画法	【史跡指定地】 第 2 種中高層住居専用地域 【埋蔵文化財包蔵地】 第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 1 種中高層住居専用地域 (1 中高・2 中高は第 1 種高度地区)	史跡指定地及び埋蔵文化財包蔵地のすべてが、規模等には制限はあるが、住宅開発が可能な区域となっている。
川西市景観条例	【史跡指定地】 市街地景観・住居系の区域に該当。 【埋蔵文化財包蔵地】 市街地景観・住居系の区域に該当。	「高さが 12m を超え、又は建築面積が 500 m ² を超えるもの」は、あらかじめ景観法に基づく届出や景観条例に基づく事前協議が必要となる。
生産緑地法	【史跡指定地】 農地のすべてが生産緑地に指定される。 【埋蔵文化財包蔵地】 農地の一部を除き生産緑地に指定される。	農地としての維持・管理が求められ、一定要件に基づく指定解除がなければ、農地以外の転用・転売はできない。
土砂災害防止法	【史跡指定地】 東側崖斜面が土砂災害警戒区域に指定される。 【埋蔵文化財包蔵地】 東側崖斜面が土砂災害警戒区域に指定される。	兵庫県により、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として、同法に基づき指定されている。
川西市開発行為等指導要綱	【埋蔵文化財包蔵地及びその周辺】 本要綱第 12 条が該当。	開発事業者は、開発行為等を行う場合は、事前に教育委員会と協議し、保存の必要がある場合は、その対策を講じなければならない。



第 8 図 加茂遺跡遺構検出状況図

5. 遺跡の概要

(1) 遺跡の立地(第 5・8 図)

加茂遺跡は、川西市の南部に位置する。市域の大半は、北摂山地の中を南流する猪名川に沿った山地・盆地等からなり南北に細長い形状を呈しているが、遺跡の所在する市の南部だけは阪神間に広がる西摂平野に面している。

遺跡は、北摂山地より流れ出た猪名川の西岸に形成された沖積地西側の伊丹台地上に立地する。伊丹台地は、西摂平野中央部に形成された洪積台地で、近隣の伊丹市・尼崎市・宝塚市域まで及んでいるが、遺跡の位置はその北東端部に該当する。この地点は、台地の突端状地形となっていることから、遺跡の東側と北側は周辺の沖積地との比高差約 20m の急峻な崖となっており、独特の景観を形成している。また、崖の裾には北方山中を水源とする猪名川の支流最明寺川がめぐっており、この地形をより際立たせている。

(2) 遺跡の発見から現在に至る経緯(第 9 表)

加茂遺跡の発見から現在に至るまでの過程は、次のように 4 段階に分けることができる。本年が大正 4 年(1915)の遺跡発見から 100 年目にあたることからわかるように、遺跡の詳細が判明するまではかなりの年月を要している。その経過の中には、日本考古学史の学史的価値を読み取ることができる。

第9表 加茂遺跡年表

<p>①遺跡の発見</p> <p>明治44年(1911)、加茂遺跡の立地する台地東側崖裾で最末期式大型銅鐸「栄根銅鐸」が偶然出土したが、この時点では加茂遺跡の存在は知られていなかった。</p> <p>大正4年(1915)、池田師範学校に勤務していた笠井新也が鴨神社周辺の畑地で多量の弥生土器・石器の散布を発見し、『人類学雑誌』に発表。以後、多数の研究者・郷土史家が遺物採集に訪れる。</p> <p>昭和11年(1936)、資料の散逸を危惧した地元の宮川雄逸が自宅を改造し、自らの採集資料を展示する宮川石器館を開館。開館初日には、浜田耕作・末永雅雄・小林行雄・武藤誠等が訪れる。また、直良信夫・藤森栄一等が採集資料により論文を発表。</p>
<p>②発掘調査の始まり</p> <p>昭和27-29年(1952～1954)、末永雅雄・武藤誠が関西大学・関西学院大学の学生により鴨神社周辺での初めての発掘調査(試掘調査)を実施。調査成果は、昭和43年(1968)に『摂津加茂』として報告され、約10ヘクタールの規模をもつ弥生時代中期を中心とした大規模集落として著名となる。</p> <p>昭和42年(1967)、川西市が鴨神社境内地を市指定文化財として史跡に指定する。この頃より、研究者に委託した形態での緊急発掘調査が始まる。</p>
<p>③緊急発掘調査の増加</p> <p>昭和40年代から住宅開発が目立ち始めたため、市教育委員会専門職員による緊急発掘調査へ移行する。昭和48～50年(1973～1975)遺跡範囲確認調査を実施したところ、遺跡の範囲が西側に拡大し、従来の約2倍の面積を有することが明らかとなる。緊急発掘調査の増加により、縄文時代から奈良・平安時代に至る集落跡であることや、最盛期の弥生時代中期集落規模が約20ヘクタールに及ぶこと等の実態が明らかになる。</p> <p>遺跡の重要性が明らかになるとともに、昭和52年(1977)遺跡東部の弥生集落中心部を対象とした国史跡指定に向けての協議が始まる。</p>
<p>④重要遺構の検出と国史跡指定</p> <p>平成4年(1992)、鴨神社北側の公有化済みの保護用地で弥生時代中期の方形区画を伴った大型掘立柱建物跡の検出、平成6年(1994)斜面環濠の検出等が相次ぎ、遺跡の重要性が増す。</p> <p>平成11年(1999)、一定範囲の指定同意が得られたことから意見具申を行った結果、平成12年(2000)国史跡に指定される。</p> <p>その後、平成19年(2007)環濠入口通路遺構、平成20年(2008)斜面環濠の続き等が検出され、平成23・27年国史跡に追加指定される。</p>

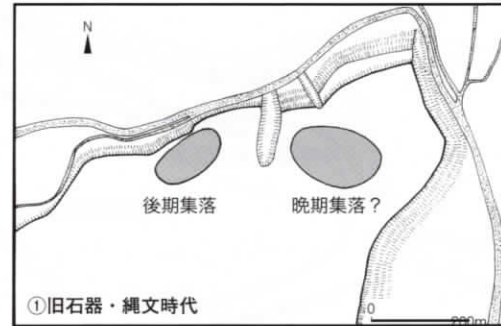
(3) 遺跡の時期的変遷

これまでのおよそ 280 次に及ぶ発掘調査成果により、弥生時代中期集落が約 20 ヘクタールの規模となり最盛期となるが、検出遺構・遺物は旧石器・縄文時代から奈良・平安時代まで及んでおり、以下のような変遷をたどることができる。

①旧石器・縄文時代(約 2 万年前～ 4 千年前)

宮川石器館所蔵資料や発掘調査出土遺物にナイフ形石器等の旧石器があるが、遺構は検出されていない。

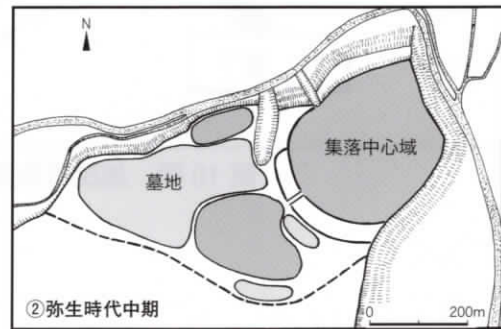
縄文時代には 遺跡西部で小規模な後期集落が形成され、土坑・埋設土器等が検出されている。遺跡東部でも晩期の土器や石冠の出土があり、小規模な晩期集落が存在した可能性がある。



②弥生時代中期(紀元前 3 ～紀元前 1 世紀)

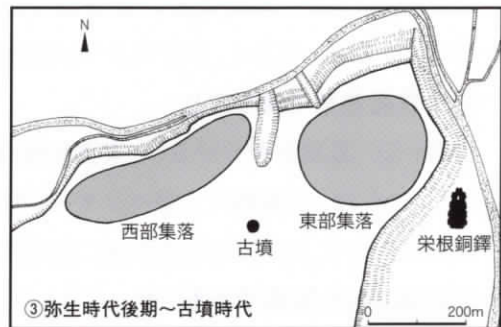
弥生時代前期の遺構・遺物は認められず、中期初頭に集落が現れる。

中期中頃から後半には、居住区と墓地を合わせて約 20ha の大規模集落となり、本遺跡の最盛期となる。居住区・墓地・環濠等から形成される集落構造が明らかになっている。



③弥生時代後期～古墳時代(1 世紀～ 7 世紀)

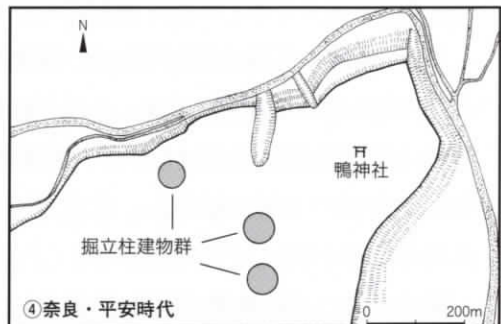
弥生時代後期には集落が縮小し、東西に分かれるが、東部集落はある程度の規模を保ち、栄根銅鐸との関係が考えられる。二つの小集落はこのまま古墳時代へ継続し、古墳時代後期には小円墳も営まれる。



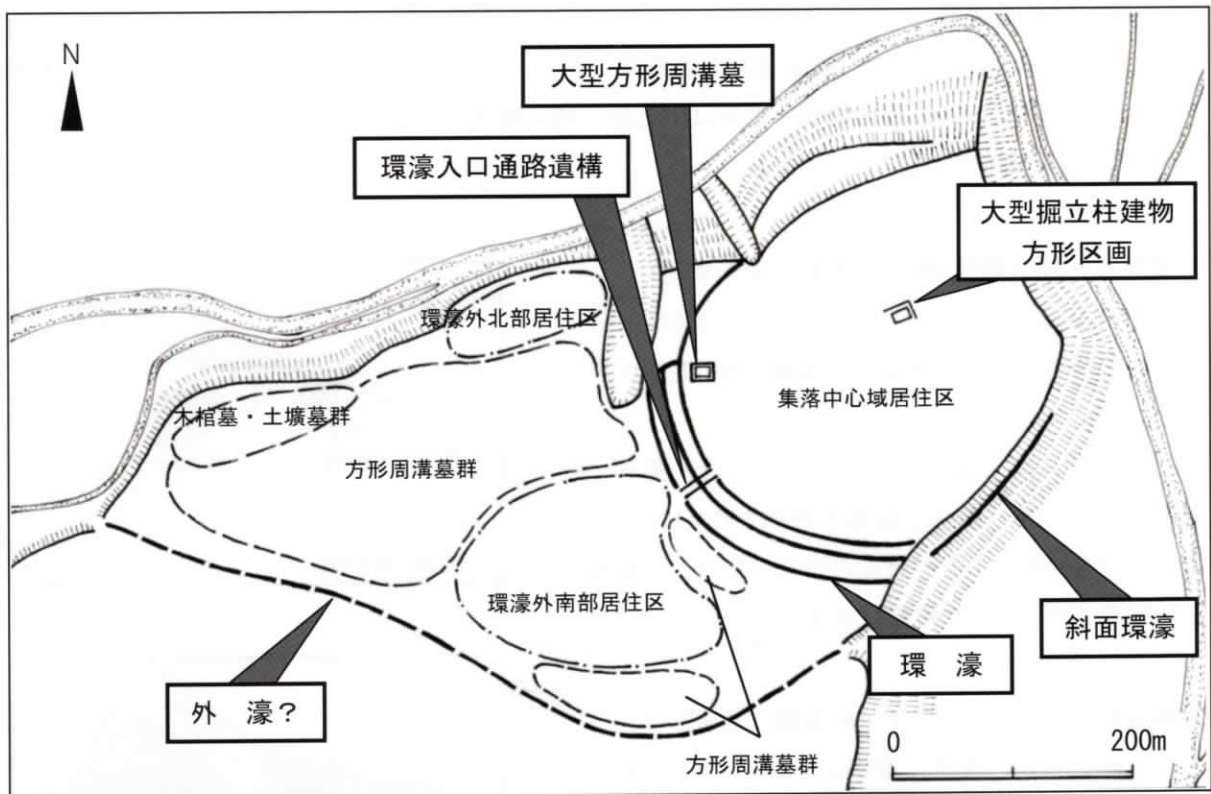
④奈良・平安時代(8 世紀～ 10 世紀)

掘立柱建物が散在する小集落が継続する。

延喜式内社鴨神社があり、カモ氏の居住が推定される。



第 9 図 加茂遺跡の変遷



第10図 加茂遺跡弥生時代中期集落の構成と主要遺構

(4) 弥生時代中期集落の特徴(第10図)

上記のように、加茂遺跡の最盛期は弥生時代中期集落であり、これまでの調査で集落規模と構造が明らかになっており、以下のような特徴をもっている。

①大規模集落であること

居住区・墓地を合わせると、東西約800m、南北約400mの規模となり、約20ヘクタールの広さをもつこと。これは、大規模でも数ヘクタールの規模にとどまる通常の弥生時代集落に比べてさらに大きく、近畿地方を代表する大規模集落に該当する。

②防御された集落であること

集落の位置が周辺の沖積地との比高差約20mの台地突端上であり、遺跡の東側と北側が急峻な崖で区画されることやその裾を最明寺川がめぐるとは、集落防御を前提とした立地が考えられる。

また、集落中心域の崖以外の南・西側を環濠で囲んでいる。環濠は、中期前半からすでに見られるが、中期後半には範囲を広め、それぞれ幅3～5m、最大7条の多重環濠で囲んでいたと考えられる。崖側には原則的に環濠はないが、東側南寄りの一部に斜面環濠が検出されている(第138・238次調査)。崖斜面の上部に幅約2m、推定延長約200mの濠を設けたもので、中期後半のものである。集落防御の足がかりとしての役割が考えられる。

環濠の入口通路遺構(第234次調査)は、幅5～6m、長さ約40mで両側に柵を設置したと推定される溝で区画している。この箇所では集落中心域に入れないように工夫した遺構である。

環濠では、このほか居住区と墓地をまとめて南側から囲む外濠がある。明確な調査成果は出していないが、一部の確認調査や現在の土地区画の形状より存在する可能性が高いと考えられる。

③居住区の構成が明らかなこと

集落の居住区は、環濠で囲まれた遺跡東部の集落中心域居住区と環濠外の南部居住区・北部居住区に分かれる。集落中心域居住区は、約8ヘクタールの規模をもち居住区の中心的位置を占める。環濠外南部居住区は、中心域居住区より小さいが約4ヘクタールの規模をもつ。これに対して、環濠外北部居住区は約0.5ヘクタールと小規模である。

各居住区では、径6mクラスの円形が大半で一部方形の竪穴住居が多数検出されているが、径8～10mの大型住居が中心域居住区に偏在することはない。

小型の掘立柱建物は、1箇所集中することなく、竪穴住居群に混じり検出されており、小規模な稲倉と考えられる。

土器棺墓は、墓地だけでなく各居住区内の竪穴住居群に混じり検出されている。

④墓地の在り方が明らかなこと

墓地は、主として遺跡西部に約7ヘクタールの広さで営まれているが、一部環濠外南部居住区の南側・北東側にも営まれる。集落中心域居住区とは環濠により隔てられているが、環濠外南・北部居住区には近接して営まれるのが特徴である。大半は一辺6～12m規模の方形周溝墓群で形成されており、10群ほどのグループに分けることもできる。

木棺墓・土壙墓は、方形周溝墓の周溝外に付随するものもあるが、遺跡西端部では木棺墓・土壙墓群のみで形成される一群がある。土器棺墓は、方形周溝墓の周溝外に付随した形で検出されているが、各居住区内のものにくらべて少ない。

⑤弥生集落社会を考える上での重要遺構が存在すること

上記の集落遺構に対して、次のような特殊な遺構も検出されている。

集落中心域の中心部には、中期後半の方形区画で囲まれた大型掘立柱建物跡(第117・125次調査)が存在する。現在確認される建物規模でも約47㎡あり、さらに大規模である可能性もある。建物と約3mの間隔で方位を合わせた小溝は、痕跡より竪板塀と推定されることから、特別な集落中心施設と考えられる。

また、方形周溝墓は原則的に墓地内にものみ営まれるのに対して、1基のみ例外的に集落中心域内で検出されている(第31次調査)。中期後半のもので、6基の主体部をもち、東西の推定規模が18mと本遺跡最大のものであることから、集落内で特別な位置づけの墓と考えられる。

⑥地域の核となる拠点集落であること

集落の大規模性に加え、過去の採集資料も含め石鏃等の打製石器や石包丁・石斧等の磨製石器が多数出土することから、弥生地域社会の物資流通の拠点となった集落であったと考えることができる。

6. 史跡の本質的価値

以上のような本遺跡の特徴より、次のような本質的価値をまとめることができる。

(1) 大規模集落であり、構造的な防御性をもつこと

大規模性に加えて、居住区・墓地等の構成が明らかで、構造的な防御性をもつ弥生集落である。集落中心域が明確で、その中に中心施設となる大型建物や大型方形周溝墓がある等集落社会の重層性を示している。また、台地上の集落立地に加え、集落中心域を囲む幾重もの環濠や斜面環濠、環濠入口通路遺構等があり、極めて高い防御性を有する集落である。

(2) 弥生時代の文化・社会を解明するための貴重な遺跡であること。

近畿地方における弥生時代の文化・社会を解明するための具体的な集落内容が明らかになっており、地域の核となる拠点集落として評価することができる。また、『漢書地理志』にみられる「百余国」の一つの候補となる可能性が高く、歴史的・学術的に高い価値を有している。

(3) 学史的な価値をもつこと

100年前の大正時代の発見より、多くの著名な研究者がかかわり、日本考古学の学史的価値を有している。また、一般市民・学生等の学習の場としても長い歴史をもっている。

7. 構成要素の特定

(1) 本質的価値を構成する諸要素(第11・12・13図)

上記の本質的価値を示す具体的な地形・遺構等の要素については、下記のとおり総体としては集落中心域であり、それを構成する諸要素として①～③に区分して抽出することができる。

集落中心域	
弥生時代中期の大規模な集落中心域約9.4ヘクタールの範囲が明確となっており、その範囲内には遺構・遺物が埋蔵され、以下3項目の史跡を特徴づける構成要素が明らかになっている。	
①集落中心域居住区	集落中心域内に約8ヘクタールの範囲で広がる本遺跡の中心となる居住区である。 このうち東部は、遺跡内最高所の好立地であることから今後集落中心施設の検出が最も期待される区域である。西部では、これまでの調査で竪穴住居が多数検出されており、集落中心域の主要な居住区となっていたとみられる。 集落中心域の中央部の竪板塀と推定される方形区画で囲まれた大型掘立柱建物跡は、集落の中心施設と考えられ、今後周辺で同様の集落中心施設の検出が期待される。 集落中心域西端の本遺跡最大規模の大型方形周溝墓は、例外的に集落中心域内に存在することから、特別な位置づけの墓と考えられる。

②環濠

集落中心域を南・西側から囲む環濠は複数あり、中期前半から後半期に範囲を広げながら数条併存して継続し、合わせて幅約 70m、延長約 400mの環濠帯を形成している。集落中心域の区画及び防御機能をもつものである。

また、環濠帯の中央部には環濠入口通路遺構をもつ。本史跡を特徴づける防御性の高さを表す代表的な遺構である。

③崖斜面

台地上に立地する本史跡の象徴的な地形環境で、特に東側の延長約 300mの崖斜面は急峻で比高差が約 20mあり、高い防御性を示している。

また、東側崖斜面の南部には斜面環濠が設けられ、崖斜面の防御をさらに強化している。本史跡を特徴づける防御性の高さを表す代表的な遺構である。



方形区画を伴う大型掘立柱建物（第 117・125 次調査）

第 11 図 本質的価値を構成する要素となる遺構－ 1



竪穴住居（第 171 次調査）



大型方形周溝墓（第 31 次調査）



崖斜面及び斜面環濠（第 138 次調査）

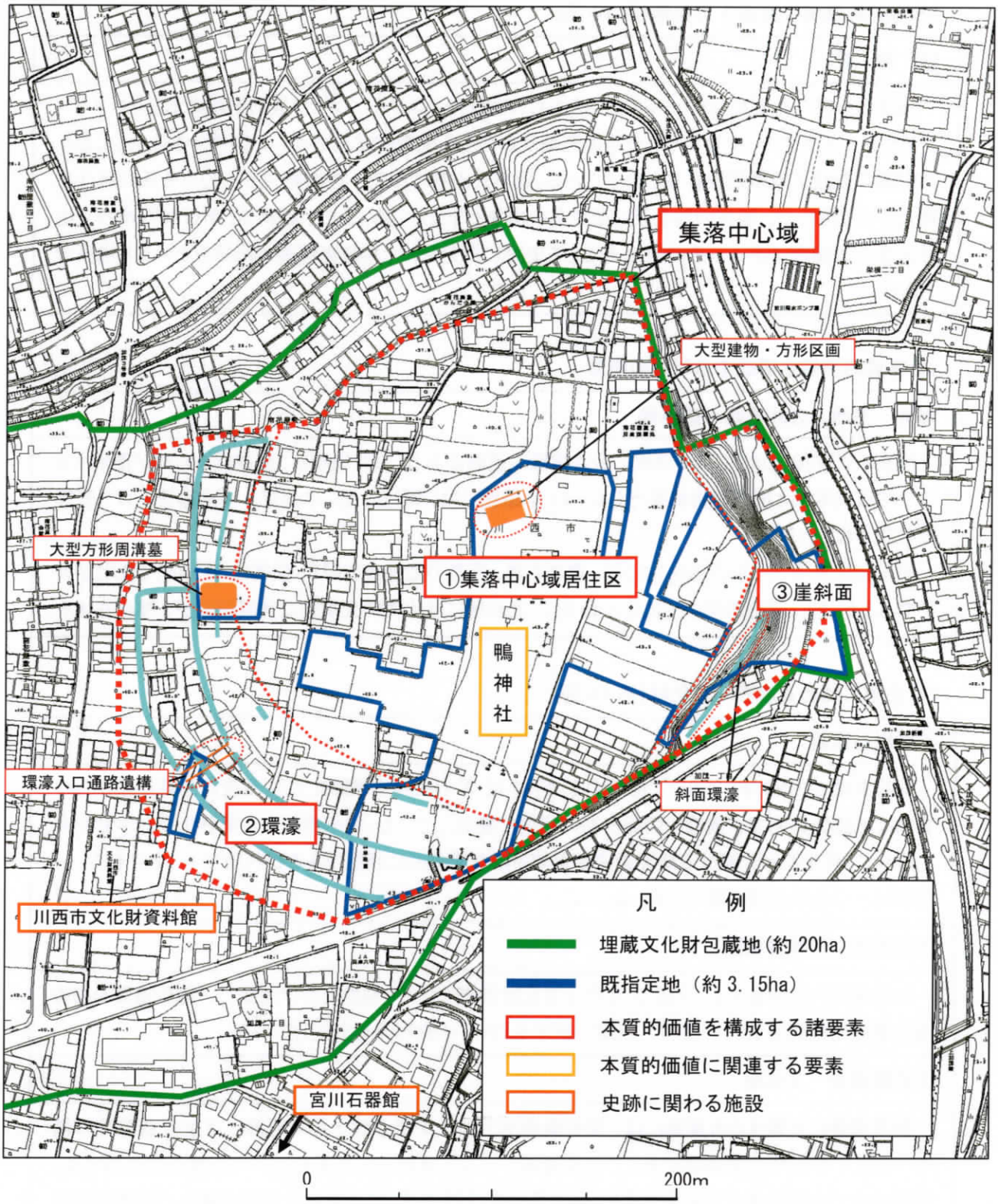


環濠（第 145 次調査）



環濠入口通路遺構（第 234 次調査）

第 12 図 本質的価値を構成する要素となる遺構－ 2



第 13 図 史跡の本質的価値を構成する諸要素

(2)本質的価値に関連する要素(第14図)

鴨神社
集落中心部で約1.3ヘクタールの広さを持ち、ムクノキ・エノキ・コナラ等の夏緑高木とクスノキ・アラカシ・モチノキ・クロガネモチ等の照葉高木の茂る社叢林は遠方からの眺望でも目立っており、本史跡の景観上象徴的な存在となっている。延喜式内社であり、古墳時代からのカモ氏の居住を推定させる神社で、現在の地名及び遺跡名の由来となっている。また、昭和42年(1967)市の文化財保護条例施行に伴い、その第1号として史跡に指定された本遺跡保護の出発点といえる場所でもある。

(3)本質的価値を構成する以外の要素

畑地・宅地・公共施設・道路等
現在の史跡指定地内には、畑地・公共施設・道路がある。公共施設は、鴨神社から市が借地する市立加茂幼稚園と消防団格納庫である。また、道路には、電柱の他、水道管・下水道管・ガス管等が敷設されている。 史跡指定地周辺の加茂遺跡内には、農地の他、多数の宅地が広がる。住宅は、1戸建て住宅が大半であるが、特に遺跡西部の宅地化が顕著で、北西部には比較的大規模な共同住宅が3棟存在する。

(4)史跡に関わる施設・文化財(第14図)

①宮川石器館
加茂遺跡より南方約200mに位置する。昭和11年(1936)に開館した加茂遺跡発見初期からの著名な私設資料館で、現在も開館当初の状態が続いている。開館当初から著名な考古学者が多く訪れて、弥生時代に関する研究論文が発表された学史的に価値のある資料館であるとともに、一般市民・学生の学習の場でもあった。
②川西市文化財資料館
加茂遺跡内に所在する。平成5年出土文化財管理センター補助を受け開館し、加茂遺跡を初め市内遺跡発掘調査資料の整理・収蔵・展示を行い、体験事業も実施している。
③近隣遺跡・文化財
加茂遺跡に近接する市南部には、栄根銅鐸出土地・栄根遺跡・小戸遺跡・下加茂遺跡等の縄文～奈良・平安時代集落跡があり、加茂遺跡の消長と連動的な展開をしている。集落跡以外では、近畿地方での初期横穴式石室を有し、画文帯同向式神獸鏡、銀象嵌竜文刀等の優れた副葬品が出土した勝福寺古墳(兵庫県指定史跡)や、奈良時代創建で中世に栄えた栄根寺廃寺等もある。また、宝塚市域ではあるが、加茂遺跡北方丘陵には万籟山古墳・長尾山古墳等の前期古墳や雲雀丘古墳群・雲雀山古墳群・平井古墳群等の後期群集墳等も近接して分布しており、川西市域とともに古代遺跡群を形成している。



鴨 神 社



宮川石器館



川西市文化財資料館

第 14 図 本質的価値に関連する要素・史跡に関わる施設